岩波新書『学問と政治』出版記念シンポジウム「学術会議任命拒否問題とは何か」

2022年7月16日(全国町村会館)

基調講演「焼け野になる前に─現在の状況を歴史家はどう見ているのか」

加藤陽子(東京大学文学部)

1、はじめに

- (1)タイトルの含意
 - ①「焼け野になる前に」とは~「自棄になる前に」ではなく。吉見義明『<u>焼跡</u>からのデモクラシー』上・下(岩波現代全書、2014年)/リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー『新版 荒れ野の40年』(岩波ブックレット、2009年)
 - ②「狼少年」方式を採った理由~2013年の特定秘密保護法審理過程。防衛省の防衛秘密、公文書管理法の適用外
- (2) さらに知りたい方は
 - ①「『科学・技術』研究を育む政治文化とは何か」大阪歴史科学協議会『歴史科学』248号(2022年1月)2-17頁
 - ②『この国のかたちを見つめ直す』(毎日新聞出版、2021年)
 - ③岩波新書『学問と政治』第2章「現代日本と軍事研究―日本学術会議で何が議論されたのか」

2、歴史学(歴史家)の手法

- (1)「事実を研究するより前に、歴史家を研究」せよ、E·H·カー、近藤和彦訳『新版 歴史とは何か』(岩波書店、2022年)
- (2) 歴史とは
 - ①「歴」〜軍功を重ねること、<u>権力</u>=暴力の象徴など。「史」〜祭事=政事を<u>記録する</u>ものを指す 参照、佐藤卓己『ヒューマニティーズ 歴史学』(岩波書店、2009年)
 - ②「歴史(history)」~(i)出来事や現象についての語り、表現、研究。(ii)過去の事象及びその関連
 - ③夏目漱石~「歴史は過去を振返つた時始めて生まれるものである。悲しいかな今の吾等は刻々に押し流されて、瞬時も(中略)吾等が歩んで来た道を顧みる暇を有たない。吾等の過去は存在せざる過去の如くに、未来の為に蹂躙せられつ)ある。吾等は歴史を有せざる成り上りもの)如くに、たゞ前へ前へと押されて行く」。過去は「未来の為に蹂躙」されている、参照、『定本 漱石全集』第 16 巻(岩波書店、2019年)364頁
- (3)「変化」と「作者の意図」に着目する
 - ①R·G·コリングウッド、小松茂夫・三浦修共訳『歴史の観念』(紀伊國屋書店、2002年)
 - ②歴史家の仕事とは「歴史の闇に埋没した作者の問いを発掘すること」
 - ③「忖度」のジレンマを脱却することが可能
- (4)「問い」を立てることの大事さ

3、何故、2020 年だったのか

- (1)科学技術基本法→科学技術・イノベーション基本法へ
 - ①第六期科学技術・イノベーション基本計画、2021年春から開始予定
 - ②旧法が振興対象から外していた人文・社会科学を対象とする
- (2)参考となる論考
 - ①広渡清吾「日本学術会議と政府の科学技術行政」『Web 日本評論』(2021年9月3日付)

- ②鈴木淳『科学技術政策』(日本史ブックレット、山川出版社、2010年) ~科学技術政策とは、広範な国家的課題の解決を目標として策定
- (3) 国家的課題としての科学技術政策の立案期
 - ①「科学技術」という用語~1940(昭和 15)年
 - (2) 学術研究会(学研)に、文系の3つの部が入ったのは1943年
 - ③「ことば」の動員~奥泉光・加藤陽子『この国の戦争』(河出新書、2022年) 15~16 頁

奥泉~日本の戦時には「度を超えた非合理性」があった。「文学の言葉というものは、それ自体が人を動かす力をもっている。政治や宗教や法律だって言葉が人を動かすのだけれども、言葉の外に力の根拠、裏付けがある。最終的には言葉ではないものが、たとえば暴力が言葉の力を支える。対して、文学は言葉それ自体が人を動かす力をもつ」

4、真の争点

- (1)美濃部達吉の天皇機関説事件(1935年2月~)の場合
 - ①批判者の側~機関説という字句が不敬だなどとした雑駁な批判ではない。開戦を告げる詔書に国民は反対しうるか 否かという、耳目を引く究極の問い方で批判の火蓋は切って落とされる
 - ②美濃部は立憲政治を「民衆的政治であり、責任政治であり、法治政治」と捉える。 対して、機関説排撃者の議論「国体を理由とする君権説の主張は、其の結果に於いては、常に官僚的専制政治の主張に帰する」。軍官僚的専制政治を選ぶのか、民衆・責任・法治政治を選ぶのか、が争点
- (2)科学・技術政策の場合
 - ①日本学術会議の勧告 2010 年 8 月 25 日「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興 に向けて」~「科学・技術振興基本計画」の策定に当たっては、あらかじめ、「わが国の科学者の内外に対する代表機 関」(日本学術会議法第 2 条)である日本学術会議の意見を聴くものとする、と要求
 - ②内閣府の総合科学技術・イノベーション会議(CISTI)~科学技術政策を策定して予算措置につなげる権限
 - ③下村博文政調会長の発言(『毎日新聞』2020 年 II 月 IO 日付インタビュー)~「日本学術会議はマスタープランの中で、4000 億円の予算を事実上決めている」
- (3) 日本学術会議 幹事会声明 2017年3月「軍事的安全保障研究に関する声明」
 - ①議論の土台を分けたもの~憲法 9 条の議論にするか憲法 23 条の議論にするか
 - ②検討委員会 委員長 杉田敦

5、若干の展望

- (I)小林信一(専門は科学技術政策)の提言『科学』(岩波書店)で「科学技術・イノベーション政策のために」 科学技術の常設検証機関を国会内に
 - (1)「内閣府の活動のうち内閣の補助や省庁間の総合調整等、一般の省より一段高いレベルから行う業務」は対象外
 - ②CSTI決定の「大型研究開発プロジェクト」事業も検証の対象外
- (2) 小林傳司(専門はトランス・サイエンス)の提言
 - ①トランス・サイエンス
 - ②軍事的安全保障研究に科学者が携わるべきか、携わるべきだとすればどこまで許されるかという問題
 - ③大学というものが果たしてきた歴史~時代の要請に従って学部新設されてきた